



第5章 緑化重点地区と保全配慮地区

5-1 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の保全、整備等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具現化するために、一定の地区を設定し、短期間で集中的に緑化事業を実施し、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す地区です。

(2) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の選定として、下記の項目が考えられます。

- ・ 駅前等の都市のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ・ 緑化推進の住民意識が高い地区
- ・ 防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ・ 市街地開発事業等の予定地区

緑の現況のなかで、地域・地区別の緑被率をみると、本市の平均緑被率約67%に対して、中央地区4.4%、鴨池地区9.8%と他地域や地区に比べて、極端に低い状況にあります。ここで、中央地区と鴨池地区の緑化重点地区の選定条件をみると、下表のようになります。

表5-1 緑化重点地区の選定条件と緑化重点地区

緑化重点地区の選定	中央地区	鴨池地区	谷山地区
都市のシンボルとなる地区	鹿児島中央駅があり、陸の玄関口	鴨池港があり、海の玄関口	副都心
特に緑の少ない地区	緑被率4.4%（第1位）	緑被率9.8%（第2位）	緑被率13.7%（第4位）
市民の緑の意識	48%緑が少ないと回答（第1位）	38%緑が少ないと回答（第2位）	18%緑が少ないと回答（第7位）
市民の緑の意識	子供の遊び場の数の少なさ（第4位）	子供の遊び場の数の少なさ（第2位）	子供の遊び場の数の少なさ（第6位）

※谷山地区の緑被率は、市街化区域を集計、順位は地区及び地域別の順位を表す。



(3) 緑化重点地区の指定

中央地区と鴨池地区の地区内を、緑化重点地区に指定します。

○中央地区

中央地区は、本市の中央部に位置し、甲突川の左岸のいづろ・天文館地区を含む平坦部の市街地、臨海部、甲突川右岸の鹿児島中央駅東口などが位置しています。

また、地区の人口は、約3万7千人、人口密度は約95人/haで最も高い地区となっています。

○鴨池地区

鴨池地区は、甲突川・新川・脇田川が流れ、その間の丘陵地や低地部に住宅地があり、海岸線には、マリ

ンポートかごしま、県庁、与次郎ヶ浜周辺の広域サービス業務地などがあります。



図5-1 緑化重点地区の指定地区

緑化重点地区の指定に伴い、街路樹や公園・緑地の整備を集中的に行う地区になります。

中央地区では、公園緑地機能の充実として、JT跡地の一部を「緑豊かな空間創造」、天文館公園の充実、清滝川整備後の利活用などを推進します。また、身近な緑の育成や創出として、水と緑のネットワークや県のリバーサイドウォーク整備事業を促進します。さらに、全国都市緑化フェア開催による緑化推進を目指します。

鴨池地区では、公園緑地機能の充実として、マリンポートかごしまの整備や与次郎ヶ浜地区の活性化を促進します。また、身近な緑の育成や創出として、新川や脇田川の親水護岸整備や与次郎ヶ浜地区の交流空間形成を促進します。



5-2 保全配慮地区

(1) 保全配慮地区とは

保全配慮地区は、緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の区域で、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点および市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区です。

この地区内では緑地保全施策などを定めます。

(2) 保全配慮地区の設定

保全配慮地区の選定として下記のもので考えられます。

- ・ 風致景観となる緑地を保全する必要のある地区
- ・ 土砂崩壊から守るために緑地の保全を図る必要がある地区
- ・ 市街地開発事業で保全する残存樹林として位置付けた地区

(3) 保全配慮地区の導入に向けて

本市では、斜面緑地が市街地を取り囲み、市街地から日常的に目に入り、幹線道路からの移動時にも見える景観の要素を持っています。この斜面緑地は、景観的要素だけでなく、土砂崩壊から市街地を守る役割などもあります。

本市の斜面緑地のなかで、保全配慮地区の導入に向けての検討範囲は、市街地を取り囲む又は市街地からの眺望景観の範囲を対象とします。このなかで、既に法規制で担保されている国立公園・慈眼寺風致地区・寺山風致地区・保安林は除きます。

保全配慮地区では、規制誘導等を行うものでないため、緑地保全施策として下記の項目について検討していくことになります。

- ・ 特別緑地保全地区
- ・ 緑地保全地域
- ・ 風致地区
- ・ 市民緑地契約の締結
- ・ 借上げ公園
- ・ 保存樹、保存樹林の指定
- ・ 地区計画制度による緑地保全

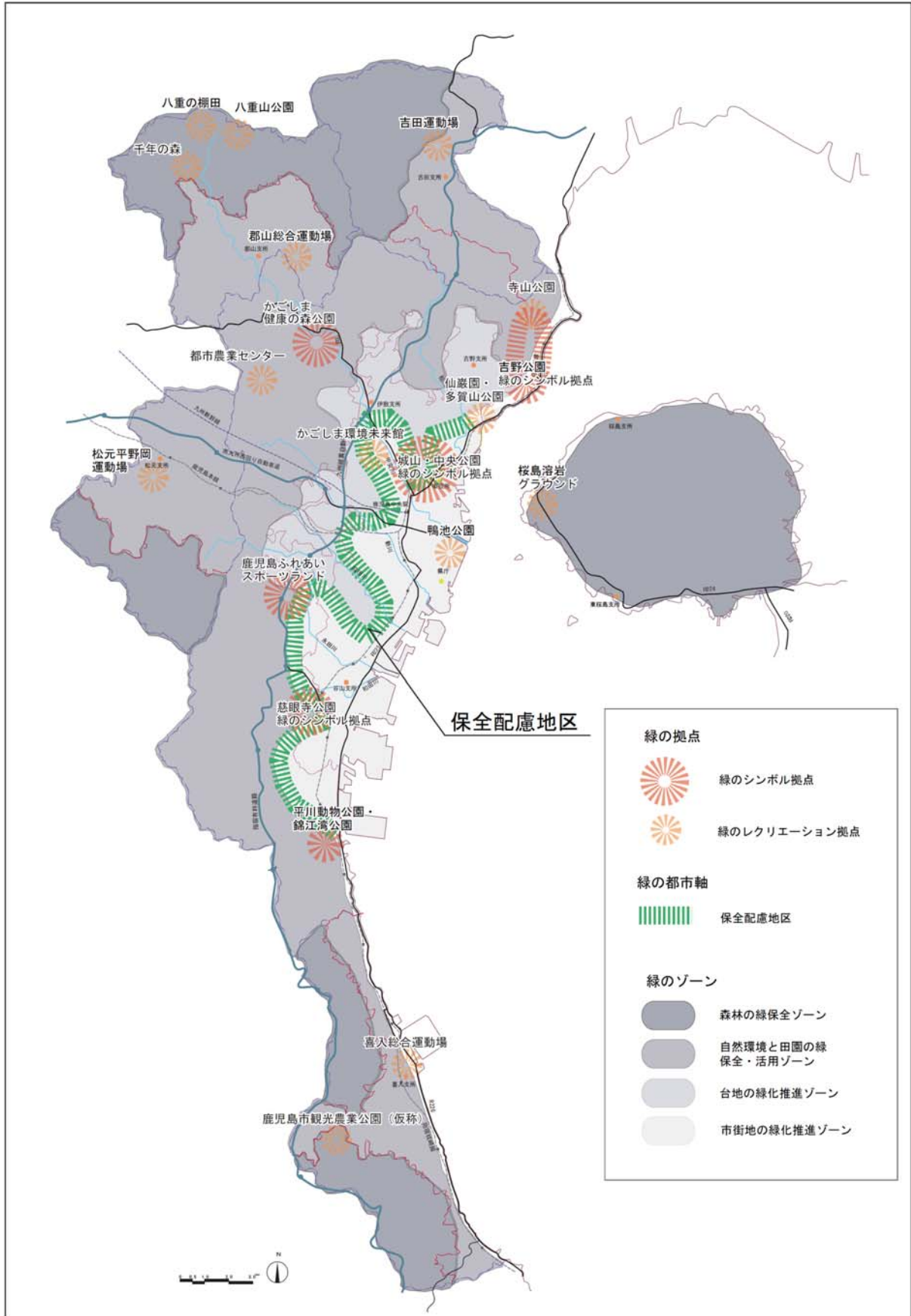


図5-2 本市における保全配慮地区